



12月4日～10日は人権週間です 身近な人権問題について考えてみませんか？

私たちが暮らす社会には、さまざまな立場の人が暮らしています。自分とは違う立場の人に対し、気づかないうちに偏見を持ったり、差別的な発言や行動をとったりしていませんか？

世界人権デーの12月10日を最終日とした、12月4日～10日の1週間を法務省と全国人権擁護委員連合会は「人権週間」と定め、広く国民に人権意識の普及や高揚を図っています。

【市内での啓発活動】

- ▶とき 12月8日(土) 午前10時45分から正午
 - ▶ところ ギャラリーエアピタ知立店
 - ▶内容 知立東高校の学生ボランティアと共に啓発物品の配布
- ※人権広報大使としてちりゅうも参加します。

【人権擁護委員による特設人権相談】

- ▶とき 12月4日(火) 午前10時から正午まで (午後1時～4時は通常の「心配ごと相談」を実施します。)
- ▶ところ 福祉の里八ツ田

※その他、人権擁護委員による小学校への訪問や懸垂幕の利用などにより、人権週間の周知を図ります。

平成30年3月に「人権教育・啓発に関する知立市行動計画2018-2027」を策定しました。

～市ホームページからも全編ご覧いただけます～

○計画の基本目標 『互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり』

○計画のポイント

New

性的マイノリティに対する理解の促進

性的マイノリティとは、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない性同一性障害の人々や、同性愛や両性愛といった性的指向などを持った人々のことをいいます。正しい理解を促進し、差別や偏見をなくすための啓発を行います。

New

インターネットによる人権侵害

情報社会の進展により、インターネットを通じてだれもが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害することが問題となっています。インターネットの利便性と危険性を理解するための啓発を進めます。

法律が施行されました

部落差別(同和問題)

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が日常生活の上でさまざまな差別を受けるといふ、我が国固有の重大な人権問題です。

現在でも部落差別が存在していることや、近年ではインターネット上での誹謗・中傷など、差別に関する状況の変化が生じていることから、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別や偏見をなくすための啓発を行うとともに、相談体制の充実に努めます。

▶問合せ 協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)